|  |
| --- |
| 令和６年第１回本部町議会臨時会会議録 |
| 招集年月日 | 令和６年２月２日 |
| 招集場所 | 本部町議会議場 |
| 開閉会日時及び宣言 | 開　　会 | 令和６年２月２日　　　午前10時00分 |
| 閉　　会 | 令和６年２月２日　　　午前10時28分 |
| ※　出席並びに欠席議員は下記のとおりである。　　出　　席　　11　名　　 　　　欠　　席　　２　名　　 　　　欠　　員　　１　名 |
| 議席番号 | 氏　　　名 | 出席等別 | 議席番号 | 氏　　　名 | 出席等別 |
| １ | 仲　程　　　清 | 出 | ９ | 仲宗根　須磨子 | 出 |
| ２ | 長　濱　　　功 | 〃 | 10 | 崎　浜　秀　昭 | 〃 |
| ３ | 山　川　　　竜 | 〃 | 11 | 比　嘉　由　具 | 〃 |
| ５ | 松　田　大　輔 | 〃 | 12 | 座間味　栄　純 | 〃 |
| ６ | 欠　　　　員 |  | 13 | 喜　納　政　樹 | 欠 |
| ７ | 伊良波　　　勤 | 出 | 14 | 具志堅　　　勉 | 出 |
| ８ | 具志堅　正　英 | 〃 | 15 | 松　川　秀　清 | 欠 |
|  |  |  |  |  |  |
| ※　会議録署名議員 |
| ７番 | 伊良波　　　勤 |  | ８番 | 具志堅　正　英 |  |
| ※　地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席した者は次のとおりである。 |
| 町長 | 平　良　武　康 | 副町長 | 上　原　正　史 |
| 住民生活統括監兼総務課長 | 仲宗根　　　章 | 産業振興統括監 | 並　里　　　力 |
| 企画商工観光課長 | 宮　城　　　健 | 建設課長 | 渡久地　　　要 |
| 上下水道課長 | 知　念　　　毅 | 農林水産課長 | 平安山　良　信 |
| 健康づくり推進課長 | 松　本　一　也 | 教育委員会事務局長 | 有　銘　高　啓 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| ※　本会議に職務のため出席した者 |
| 事務局長 | 屋富祖　良　美 | 主任主事 | 與那嶺　　　卓 |

議　　事　　日　　程

２月２日（金）１日目

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 日程番号 | 議案番号 | 件　　　　　　　名 |
| １ |  | 会議録署名議員の指名 |
| ２ |  | 会期の決定の件 |
| ３ | 議案第１号 | 本部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について　　　　　（議案説明・審議・採決） |
| ４ | 議案第２号 | 工事請負契約の締結について（クカルビ農道災害復旧工事）（議案説明・審議・採決） |
| ５ | 議案第３号 | 令和５年度本部町一般会計補正予算について（議案説明・審議・採決） |
| ６ | 議案第４号 | 令和５年度本部町国民健康保険特別会計補正予算について（議案説明・審議・採決） |
| ７ | 議案第５号 | 令和５年度本部町水道事業会計補正予算について（議案説明・審議・採決） |
| ８ | 決議第１号 | 議員派遣の件　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（採　決） |

○　副議長　具志堅　勉　ただいまから令和６年第１回本部町議会臨時会を開会します。

 開　会（午前10時00分）

　本日の会議を開きます。

　本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

　日程第１．会議録署名議員の指名を行います。

　本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって７番　伊良波　勤議員及び８番　具志堅正英議員を指名します。

　日程第２．会期の決定の件を議題とします。

　お諮りします。本臨時会の会期は、本日２月２日限りの１日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

　異議なしと認めます。したがって会期は、本日２月２日限りの１日間に決定しました。

　日程第３．議案第１号　本部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

　本案について提出者の説明を求めます。町長。

○　町長　平良武康　おはようございます。本日は新しい年、令和６年の第１回目の議会であります。改めて本年もまたこの議場の中で議員閣議の皆様方、そして執行機関の皆様方、共にこの町の町政発展のために議論が深めることができますよう、ご協力のほうよろしくお願いいたします。

　それでは議案の提案をいたします。令和６年第１回本部町議会臨時会におきまして、５件の議案を提出してございます。その内容は、条例の一部改正議案が１件、工事請負契約の締結議案が１件、令和５年度補正予算議案が３件となっております。

　説明に当たりましては、副町長、担当統括官、及び担当課長が行いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○　副議長　具志堅　勉　住民生活統括監兼総務課長。

○　住民生活統括監兼総務課長　仲宗根　章　それでは議案第１号を説明いたします。

　議案第１号　本部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第96条第１項第１号の規定により議会の議決を求める。令和６年２月２日提出、本部町長　平良武康。

　提案理由、沖縄県人事委員会勧告による給与改定等に基づき、本部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

　次のページは改め文になっておりまして、最後のページで説明をいたします。18ページです。一番最後のページになります。

　今回の会計年度に係る給与等の改正は２点ございます。まず１点目に、大きい１番、沖縄県人事委員会に基づく改定でございます。大きい１番の（１）給料表の引上げ。こちらは民間との間に差があることを踏まえ、初任給をはじめ若年層に重点を置き格差解消を図るため、平均月額を3,869円引き上げるものでございます。改定率は平均で1.1％。こちらは令和５年４月に遡っての適用になります。

　続きまして（２）勤勉手当を新たに支給2.05月分でございます。非常勤職員の適正な任用・勤務条件の確保を図る観点から、民間のボーナスの支給割合との均衡を図るため、会計年度任用職員に対し、令和６年度より勤勉手当を支給する。勤勉手当を導入いたします。支給月数は常勤職員と同等月数の2.05月分。これを６月と12月に分けて支給するものでございます。

　大きい２番は飛ばしまして、大きい３番、条例改正後の影響額でございますが、（１）給料表の改正による給料への影響額でございますが、192人の会計年度任用職員が対象になります。こちらは先ほども申し上げましたけれども、令和５年４月に遡っての適用になりますので、影響額が1,827万7,422円の増額、１人当たり９万5,194円遡って支給する分と、今後３月までに支給する分の影響額でございます。

　（２）給料表の改正による期末手当への影響額。令和５年６月に期末手当を支給しておりますが、給料表の改定が４月に遡って改定しますので、６月に既に支払いを終えてます期末手当に関しても遡求で対応いたします。対象になるのが176人の職員、364万1,282円の増額影響でございます。１人当たり１万9,666円の期末手当の遡及の適用になります。

　（３）こちらは令和６年度から導入されます勤勉手当を支給することによる影響額でございます。現在の職員と仮定しまして176人の職員、令和６年度の影響額が6,019万7,535円年額の合計でございます。１人当たり勤勉手当で34万2,031円が適用になるというものでございます。以上で説明を終わります。

○　副議長　具志堅　勉　これから質疑を行います。質疑ございませんか。８番　具志堅正英議員。

○　８番　具志堅正英　これは令和５年４月１日まで遡及する額ですけれども、この支払いは一括でやるんですか、それとも分割でやるんですか。

○　副議長　具志堅　勉　住民生活統括監兼総務課長。

○　住民生活統括監兼総務課長　仲宗根　章　議案が可決されましたら遡及分は一括で一番作業が間に合う、例えば２月の給料に間に合うんでしたら２月、間に合わなければ３月に一括で遡及分は支払いをいたします。

○　副議長　具志堅　勉　ほかにありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

　これから討論を行います。まず、本案に対し反対討論の発言を許可します。

（「討論なし」と言う者あり）

　反対討論がないようですので、次に賛成討論の発言を許可します。

（「討論なし」と言う者あり）

　賛成討論もないようですので、これで討論を終わります。

　これから議案第１号　本部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

　お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

　異議なしと認めます。議案第１号　本部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

　日程第４．議案第２号　工事請負契約の締結についてを議題とします。

　本案について提出者の説明を求めます。建設課長。

○　建設課長　渡久地　要　議案第２号についてご説明いたします。

　議案第２号　工事請負契約の締結について。クカルビ農道災害復旧工事について、次のように請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第１項第５号の規定により議会の議決を求める。

　１、契約の目的、クカルビ農道災害復旧工事。２、契約の相手、本部町字渡久地125番地１、株式会社渡久地組、代表取締役、渡久地弘二。３、契約金額、5,280万円。４、契約の方法、指名競争入札。令和６年２月２日提出、本部町長　平良武康。

　提案理由、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を必要とする。これが、この議案を提出する理由であります。

　次のページの請負契約概要をお願いいたします。クカルビ農道災害復旧工事請負契約概要。１、工期は55日間。２、指名業者は本部造園株式会社から株式会社瀬底産業までの11社でございます。３、工事概要としまして、昨年８月の台風６号によって被災した字伊豆味にありますクカルビ農道の災害復旧工事になります。工種として、土工が一式、法面工が一式、道路付帯工が一式、排水工が一式、仮設工一式、磁気探査業務一式となっております。

　次に参考資料として入札結果報告書と図面を添付しております。一枚めくりまして用紙Ａ３の図面をお開きください。この図面は災害復旧計画平面図となっております。図面上で緑色に着色している範囲を簡易吹付法枠工法にて施工し、のり面の保護を行おうと考えております。そのほかにも、法面排水路の整備等も同時に実施し、被災箇所の復旧をしたいと考えております。以上で説明を終わります。

○　副議長　具志堅　勉　これから質疑を行います。質疑ございませんか

（「質疑なし」と言う者あり）

　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。議案第２号　工事請負契約の締結についてを終わります。

　これから討論を行います。まず、本案に対し反対討論の発言を許可します。

（「討論なし」と言う者あり）

　反対討論がないようですので、次に賛成討論の発言を許可します。

（「討論なし」と言う者あり）

　賛成討論もないようですので、これで討論を終わります。

　これから議案第２号　工事請負契約の締結についてを採決します。

　お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

　異議なしと認めます。議案第２号　工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

　日程第５．議案第３号　令和５年度本部町一般会計補正予算についてを議題といたします。

　本案について提出者の説明を求めます。住民生活統括監兼総務課長。

○　住民生活統括監兼総務課長　仲宗根　章　議案第３号　令和５年度本部町一般会計補正予算について。令和５年度本部町一般会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和６年２月２日提出、本部町長　平良武康。

　次の次のページをお願いいたします。令和５年度本部町一般会計補正予算第７号でございます。令和５年度本部町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第１条、歳入歳出予算の補正後の総額は、歳入歳出にそれぞれ1,492万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ113億4,974万9,000円とする。２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

　今回の補正は２点ございまして、まず歳出の21ページをお願いいたします。農林水産業費でございますが、21ページの一番下、伊豆味クメノサクラ等による地域興し補助金、こちらはふるさと納税の寄附受入れの中に伊豆味クメノサクラに対しての寄附の項目がございまして、そちらに指定をして寄附をされた額から、送料あるいは返礼品の費用を控除した残りの全額を伊豆味のクメノサクラへの補助金として支出するものでございまして、32万3,000円を令和４年度の実績に応じて補助するものでございます。あともう一点は、議案第１号で承認を頂きました会計年度任用職員に係る給与の改定の承認を頂きましたので、その係る費用を全て款項目に分けて計上しております。会計年度任用職員、一般会計の中では181名おりますが、その職員に対しての給与引き上げの予算を措置しているところです。以上、説明終わります。

○　副議長　具志堅　勉　これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

　これから討論を行います。まず、本案に対し反対討論の発言を許可します。

（「討論なし」と言う者あり）

　反対討論がないようですので、次に賛成討論の発言を許可します。

（「討論なし」と言う者あり）

　賛成討論もないようですので、これで討論を終わります。

　これから議案第３号　令和５年度本部町一般会計補正予算についてを採決します。

　お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

　異議なしと認めます。議案第３号　令和５年度本部町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

　日程第６．議案第４号　令和５年度本部町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

　本案について提出者の説明を求めます。健康づくり推進課長。

○　健康づくり推進課長　松本一也　議案第４号　令和５年度本部町国民健康保険特別会計補正予算について。令和５年度本部町国民健康保険特別会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和６年２月２日提出、本部町長　平良武康。

　１ページをおめくりください。令和５年度本部町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）。令和５年度本部町国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ55万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億4,215万5,000円とする。第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第１表歳入歳出予算補正」による。

　説明いたします。今回の議案は、第１号の議案にありました条例改正の制定に伴う補正でございます。ページをめくって１ページのほうで説明いたします。第１表の歳入歳出補正予算のところに、歳入のほう繰入金、他会計繰入金なんですけれども55万2,000円、これは先ほど話した通り会計年度職員の給与の改定に伴うものでございます。２の歳出のほうで総務費に21万7,000円、６款の保健事業費に33万5,000円、合計55万2,000円の補正となっております。以上、説明とさせていただきます。

○　副議長　具志堅　勉　これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

　これから討論を行います。まず、本案に対し反対討論の発言を許可します。

（「討論なし」と言う者あり）

　反対討論がないようですので、次に賛成討論の発言を許可します。

（「討論なし」と言う者あり）

　賛成討論もないようですので、これで討論を終わります。

　これから議案第４号　令和５年度本部町国民健康保険特別会計補正予算についてを採決します。

　お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

　異議なしと認めます。議案第４号　令和５年度本部町国民健康保険特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

　日程第７．議案第５号　令和５年度本部町水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

　本案について提出者の説明を求めます。上下水道課長。

○　上下水道課長　知念　毅　議案第５号を説明いたします。議案第５号　令和５年度本部町水道事業会計補正予算について。令和５年度本部町水道事業会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和６年２月２日提出、本部町長　平良武康。

　次のページをお開き願います。令和５年度本部町水道事業会計補正予算、第２条、支出、営業費用に補正額51万7,000円を行うものになります。第３条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。予算第８条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の予定額を次のとおり補正する。職員給与費、補正額51万7,000円。

　ページをおめくり頂きまして、実施計画明細書の３ページ、４ページをお開き願います。補正の内容は、議案第１号　本部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてに係る増額補正となっております。人数は３名となる計算となります。以上、議案第５号の説明を終わります。

○　副議長　具志堅　勉　これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

　これから討論を行います。まず、本案に対し反対討論の発言を許可します。

（「討論なし」と言う者あり）

　反対討論がないようですので、次に賛成討論の発言を許可します。

（「討論なし」と言う者あり）

　賛成討論もないようですので、これで討論を終わります。

　これから議案第５号　令和５年度本部町水道事業会計補正予算についてを採決します。

　お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

　異議なしと認めます。議案第５号　令和５年度本部町水道事業会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

　日程第８．決議第１号　議員派遣の件を議題といたします。

　お諮りします。議員派遣の件については、お手元にお配りしたとおり派遣することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

　異議なしと認めます。したがって決議第１号　議員派遣の件については、お手元にお配りしたとおり派遣することに決定いたしました。

　議決事件の議事整理についてお諮りします。会議規則第45条の規定により、第１回本部町議会臨時会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を副議長に一任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

　異議なしと認めます。したがって臨時会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を副議長に一任することに決定いたしました。

　本日の日程は全部終了しました。

　会議を閉じます。

　令和６年第１回本部町議会臨時会を閉会します。 閉　会（午前10時28分）

　地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

　令和　年　月　日

本部町議会副議長　具志堅　　　勉

本部町議会議員　伊良波　　　勤

本部町議会議員　具志堅　正　英